

資料編

次世代育成支援行動計画後期計画策定の経緯

期 日	内 容	
平成 20 年 12 月	日高市次世代育成支援に関するニーズ調査実施	
平成 21 年 7 月 29 日	第 1 回日高市次世代育成支援行動 計画策定委員会	・次世代育成支援に関するニーズ調査結 果報告書について ・日高市次世代育成支援行動計画後期計 画の策定について
	第 1 回日高市福祉計画検討委員会	
8 月 25 日	第 2 回日高市福祉計画検討委員会	・人口推計及び事業量推計について ・基本的な視点、基本理念、基本目標に ついて ・小学生、中生意識調査について
8 月 27 日	第 2 回日高市次世代育成支援行動 計画策定委員会	
10 月	小学生、中生意識調査実施	
11 月 9 日	第 3 回日高市福祉計画検討委員会	・小学生、中生意識調査について ・基本的な視点について ・施策の体系について ・次世代育成支援行動計画前期計画事業 進捗状況について ・日高市次世代育成支援行動計画後期計 画骨子について
11 月 11 日	第 3 回日高市次世代育成支援行動 計画策定委員会	
11 月 30 日	高校生ヒアリング調査実施	
12 月	市民コメント手続きによる意見募集	
12 月 2 日	子育てボランティアヒアリング調査実施	
12 月 17 日	児童ふれあいセンター利用者ヒアリング調査実施	
平成 22 年 1 月 18 日	第 4 回日高市福祉計画検討委員会	・小学生、中生意識調査について(報 告) ・日高市次世代育成支援行動計画後期計 画(素案)について
	1 月 20 日	
2 月 18 日	第 5 回日高市福祉計画検討委員会	・日高市次世代育成支援行動計画後期計 画(案)について
2 月 23 日	第 5 回日高市次世代育成支援行動 計画策定委員会	

日高市次世代育成支援行動計画策定委員会要綱

平成20年12月19日告示第365号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく日高市次世代育成支援行動計画(以下「計画」という。)を策定するため、日高市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画の案を作成し、市長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関を代表する者
- (4) 知識経験を有する者

3 市長は、前項第1号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、計画の策定の日をもって、その効力を失う。

日高市次世代育成支援行動計画策定委員会 委員名簿

敬称省略

区 分	氏 名	備 考
市民	平田 保	公募
関係団体の代表者	高木 祥子	私立保育園の代表
	委員長 野々宮 加代子	幼稚園の代表
	中村 庸子	子育てサークル・ボランティアの代表
	小山 奈美子	学童保育の会の代表
	新井 信子	主任児童委員の代表
	本間 英之	P T A 連合会の代表
	関根 美智子	児童養護施設（同仁学院）施設長
関係行政機関の代表者	土屋 礼子	小中学校長会の代表
	鈴木 智子	川越児童相談所長
	猪野 勝美	坂戸保健所保健予防推進担当部長
	黒川 正一	日高特別支援学校長
知識経験を有する者	川原 和美	労働者の代表 ニチバン株式会社埼玉工場
	高橋 裕之	事業者の代表 株式会社日本標準統合物流センター
	副委員長 木村 たき子	日本こども家庭総合研究所嘱託研究員

日高市福祉計画検討委員会設置規程

平成18年3月27日訓令第2号

(設置)

第1条 日高市事務組織規則(平成17年規則第31号)第13条の規定に基づき、日高市福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる計画の策定及び見直しその他当該計画に係る必要な事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画
- (3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18第1項に規定する市町村老人保健計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画
- (5) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する市町村行動計画

(組織)

第3条 委員会は、委員22人をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の事務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に出席する委員を指名することができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、所掌事務に係る専門的事項を調査研究するため、別表第2に掲げる作業部会を置く。

- 2 作業部会の委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 3 作業部会に、部会長及び副部会長を置き、作業部会の委員の互選により定める。
- 4 部会長は、作業部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(関係職員の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日訓令第2号抄)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

健康福祉部長

総務課長

安心安全課長

秘書課長

管財課長

企画課長

税務課長

市民課長

環境課長

産業振興課長

社会福祉課長

介護福祉課長

子ども福祉課長

保険年金課長

保健相談センター所長

建設課長

都市計画課長

建築指導課長

学校教育課長

生涯学習課長

別表第2（第6条関係）

地域福祉計画策定作業部会

障害者計画策定作業部会

障害福祉計画策定作業部会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定作業部会

次世代育成支援行動計画策定作業部会

各種調査の概要

次世代育成支援に関するニーズ調査

(1) 調査の目的

後期計画の策定にあたり、就学前児童（0歳～5歳）、小学校児童（6歳～12歳）保護者の保育や子育てに関するニーズ、児童・生徒の生活状況等、子育てに対する考え方等を把握し、将来必要なサービスの事業量算出及び支援策検討の基礎資料とし、後期計画に反映させることを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査設計

調査対象及び抽出方法

本調査は、日高市に在住の就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に実施しました。

調査対象者数、抽出方法等については、下表のとおりとなります。

区 分	調査対象者数	調査対象
就学前児童	1,098名	無作為抽出
小学校児童	1,100名	無作為抽出

調査時期及び調査方法

調査時期：平成20年12月

調査方法：調査票による本人記入方式。郵送による配布・回収調査。

(3) 回収率

就学前児童及び小学校児童の保護者の回収率は、下表のとおりとなります。

区 分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,098	578	52.6%
小学校児童	1,100	595	54.1%

(4) 調査項目

就学前児童及び小学校児童の保護者

共通項目：年齢、家族の状況などの属性

個別項目：

就学前児童保護者：両親の就労状況、保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況と認知度・利用意向・満足度、日高市の子育て環境等

小学校児童保護者：両親の就労状況、放課後児童クラブの利用状況と利用意向、保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況と認知度・利用意向・満足度、日高市の子育て環境等

調査結果の概要については、第2章 第3節「ニーズ調査結果からみた子育て状況」に掲載しています。

次世代育成支援に関する小学生・中学生意識調査

(1) 調査の目的

後期計画の策定にあたり、小学5年生、中学2年生の生活実態や日常の過ごし方、将来の子育てに対する考え方を把握し、支援策検討の基礎資料を得ることを目的に意識調査を実施しました。

(2) 調査設計

調査対象及び抽出方法

本調査は、日高市の小中学校に通う児童・生徒を対象に実施しました。

- ・小学生：日高市の公立小学校5年生、全児童対象。
- ・中学生：日高市の公立中学校2年生、全生徒対象。

調査時期及び調査方法

調査時期：平成21年10月

調査方法：調査票による本人記入方式。ホームルーム等で直接配布。

(3) 回答数

小学校及び中学校の児童・生徒の回答数

小学5年生			中学2年生		
学校名	配布児童数	回答数	学校名	配布生徒数	回答数
高麗	36	36	高麗	40	39
高麗川	167	167	高麗川	147	141
高萩	85	80	高萩	107	104
高根	65	64	高根	73	60
高萩北	91	88	高萩北	84	74
武蔵台	62	60	武蔵台	59	57
小学計	506	495	中学計	510	475

(4) 調査項目

小学校及び中学校の児童・生徒

共通項目：性別、家族の状況などの属性

個別項目：

小学生：健康の状況、放課後の過ごし方、日常生活、タバコに対する認知度、日高市の生活・自然環境、将来の子育てに対する考え方

中学生：健康の状況、放課後の過ごし方、日常生活、タバコ及び薬物に対する認知度、家族とのかかわり、日高市の生活・自然環境、将来の子育てに対する考え方

次世代育成支援に関するヒアリング調査**(1) 子育てボランティア、児童ふれあいセンター利用者ヒアリング**

保護者の保育や子育てに関するニーズ、子どもの生活状況、子育てに対する考え方を把握し、支援策検討の基礎資料を得るため、ヒアリング調査を実施しました。

対象者：子育てボランティア（4名）

児童ふれあいセンター利用者（7名）

調査時期：平成21年12月

(2) 高校生ヒアリング

高校生の生活実態や将来への不安、子どもに対する考え方を把握し、支援策検討の基礎資料を得るため、ヒアリング調査を実施しました。

対象者：埼玉県立日高高等学校生徒（10名）

調査時期：平成21年11月

日高市次世代育成支援行動計画

子どもが まんなか 子育て応援団ひだか

平成 22 年 3 月発行

発 行 日高市

編 集 日高市 健康福祉部 子ども福祉課

〒350-1292 日高市大字南平沢 1020 番地

TEL 042-989-2111 (代表)

<http://www.city.hidaka.lg.jp>
